

品川区子ども家庭支援センター条例（第14号議案）

1 制定理由

区における児童相談機能の強化および明確化を図るため、子ども未来部に、課として、「子ども家庭支援センター」を設置する。

2 子ども家庭支援センター

（1）位置（第1条関係）

品川区二葉1-7-15（子ども育成課二葉分室）

（2）事業（第2条関係）

子どもおよびその家庭を支援することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図るため、以下の事業を行う。

- ① 子どもおよびその家庭に関する総合相談
- ② 支援を要する子どもおよびその家庭への援助
- ③ 子どもおよびその家庭の支援に関する情報の提供
- ④ 子どもおよびその家庭の支援に関する関係機関との連携および調整
- ⑤ 区長が必要と認めた事業

3 通告・相談対応の一元化（条例付則第2項関係）

- ・ 組織化にあわせて、虐待、養育困難等の通告・相談対応については、子ども家庭支援センターが一元的に受理・対応する。
- ・ 子育て支援センターは、4月以降も、子育て支援の拠点として、育成相談などの子育て相談に対応するほか、引き続きショートステイ・トワイライトステイなどの事業を実施する。
- ・ 通告・相談対応の一元化に伴い、付則において「品川区立家庭あんしんセンター条例」の一部を改正する。（別添「品川区立家庭あんしんセンター条例 新旧対照表」）

4 施行期日

令和2年4月1日

●品川区子ども家庭支援センター条例（第14号議案）

（設置）

第1条 子育てに関する相談および事業を通じて、子どもおよびその家庭を支援することにより、区民が安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図るため、品川区子ども家庭支援センター（以下「センター」という。）を東京都品川区二葉一丁目7番15号に設置する。

（事業）

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもおよびその家庭に関する総合相談
- (2) 支援を要する子どもおよびその家庭への援助
- (3) 子どもおよびその家庭の支援に関する情報の提供
- (4) 子どもおよびその家庭の支援に関する関係機関との連携および調整
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

（委任）

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（品川区立家庭あんしんセンター条例の一部改正）
- 2 品川区立家庭あんしんセンター条例（平成14年品川区条例第25号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号アを次のように改める。
ア 育成相談その他の児童に関する相談

●品川区立家庭あんしんセンター条例新旧対照表

新	旧
○品川区立家庭あんしんセンター条例	○品川区立家庭あんしんセンター条例
（施設および事業）	（施設および事業）
第2条 センターは、前条第1項の目的を達成するため、次の各号に掲げる施設において、それぞれ当該各号に定める事業を行う。	第2条 センターは、前条第1項の目的を達成するため、次の各号に掲げる施設において、それぞれ当該各号に定める事業を行う。
(1) （省略）	(1) （省略）
(2) 子育て支援センター 次に掲げる事業	(2) 子育て支援センター 次に掲げる事業
ア <u>育成相談その他の児童に関する相談</u>	ア <u>児童および家庭に関する総合相談</u>
イ 支援を要する子ども家庭への援助	イ 支援を要する子ども家庭への援助
ウ ショートステイ	ウ ショートステイ
エ トワイライトステイ	エ トワイライトステイ
オ 育児支援ヘルパーの派遣	オ 育児支援ヘルパーの派遣
(3) （省略）	(3) （省略）
付 則	
この条例は、令和2年4月1日から施行する。	